

平成二十一年三月六日提出
質問第一九三号

西松建設による巨額献金事件に対する政府高官の見解に関する質問主意書

提出者 鈴木宗男

西松建設による巨額献金事件に対する政府高官の見解に関する質問主意書

本年三月三日、民主党小沢一郎代表が政治資金規正法に違反する形で西松建設より献金を受けていたとして、小沢代表の資金管理団体の会計責任者である公設第一秘書が逮捕された。同月六日付の新聞は、ある政府高官が右の事件（以下、「献金事件」という。）に関し、「自民党に及ぶことは絶対にならない。請求書のよくなものがあれば別だが、金額が違う。立件はない」と述べたと報じている（以下、「新聞報道」という。）。右を踏まえ、質問する。

一 「新聞報道」を政府は承知しているか。

二 「新聞報道」にある政府高官とは誰か。右は、漆間巖内閣官房副長官か。

三 「新聞報道」にある「献金事件」に対する二の政府高官の見解は、政府としての見解か。または、あくまで同高官の私見か。

四 二の政府高官は、どのような場でどのような意図の下、「新聞報道」にある「献金事件」に対する見解を述べたのか、政府として把握しているか。

五 「献金事件」が自由民主党側に及ぶことはないとする二の政府高官の見解の根拠如何。

六 一般に、政府側の人間が、後に新聞等の公の場で報道されることになる様な形で、刑事事件の推移についての見解を述べることは適当か。右の様な行為は、刑事事件の捜査の公平性、中立性の確保の観点から問題があると考えるが、政府の見解如何。

七 二の政府高官が「献金事件」に対する見解を述べ、それが「新聞報道」という形で広く公に報道されたことは、「献金事件」について国民に予断を与えるものであり、同事件に係る捜査の公平性、中立性の確保の観点からも大いに問題のあることであると考えるが、政府の見解如何。

右質問する。